

平成 2 1 年度

福島町議会定例会 2 月会議

議会提出議案

福島町議会

平成21年度福島町議会定例会2月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 議 2	福島町議会基本条例の一部改正について	1

発議第 2 号

福島町議会基本条例の一部改正について

福島町議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

福島町議会基本条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例（平成 21 年福島町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(略)	(略)
(議決事件の拡大) 第 11 条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第 96 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定める。 (1) 福島町総合計画 (2) 福島町過疎地域自立促進市町村計画 (3) 福島町まちづくり行財政推進プラン (4) 福島町都市計画 (5) 福島町地域防災計画 (6) 福島町地域マリンビジョン計画 (7) 福島町農業振興地域整備計画 (8) 福島町森林整備事業計画 (9) 福島町地域福祉計画 (10) 福島町住宅マスタープラン (11) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (12) 福島町次世代育成支援行動計画	(議決事件の拡大) 第 11 条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第 96 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定める。 (1) 福島町総合計画 (2) 福島町過疎地域自立促進市町村計画 (3) 福島町まちづくり行財政推進プラン (4) 福島町都市計画 (5) 福島町地域防災計画 (6) 福島町地域マリンビジョン計画 (7) 福島町農業振興地域整備計画 (8) 福島町森林整備計画 (9) 福島町地域福祉計画 (10) 福島町住宅マスタープラン (11) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (12) 福島町次世代育成支援行動計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。